

大和市告示第165号

大和市イベントキャラクター着ぐるみ貸出要綱を次のように定める。

平成27年8月31日

大和市長 大 木 哲

大和市イベントキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市イベントキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(着ぐるみの外観)

第2条 着ぐるみの外観は、別図のとおりとする。

(対象事業)

第3条 着ぐるみの貸出しの対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が共催し、又は後援する事業
- (2) 教育機関、社会福祉法人等の公共的団体が開催する事業で、営利を主たる目的としないもの
- (3) その他、市長が特に認める事業

(対象者)

第4条 着ぐるみの貸出しの対象者は、前条に規定する事業を行う者とする。

(申込等)

第5条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申込者」という。）は、着ぐるみ貸出申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、使用を希望する日の前日から起算して90日前から10日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(承認等)

第6条 市長は、前条の申込書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しの承認をするものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体の活動に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (4) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (5) 貸出しを希望する期間が、市が使用する期間又は他の申込者が先に貸出しの承認を受けた期

間と重複している場合

(6) その他、市長が適当でないと認める場合

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定した上で、着ぐるみ貸出承認・非承認通知書により、申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項に規定する貸出しの承認の通知をした後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(貸出期間)

第7条 着ぐるみの貸出しの期間は、貸出日から5日以内（返却日を含む。）とする。

(費用負担)

第8条 着ぐるみの貸出は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等にかかる一切の費用は、貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみの搬出及び搬入は直接、使用者が行うこと。
- (4) 大和市イベントキャラクター着ぐるみ使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。
- (5) 大和市イベントキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 着ぐるみの使用によって発生した事故等については、使用者の責任で処理すること。
- (7) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (8) 雨天、強風等の悪天候時は屋外で使用しないこと。
- (9) 市長が付した条件に従って使用すること。

(貸出しの承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が着ぐるみを使用するに当たり、前条に違反していると認めるときは、着ぐるみ貸出承認取消通知書により貸出しの承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により貸出しの承認を取り消された者は、直ちに、着ぐるみを返却しなければならない。
- 3 市長は、承認の取消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(報告)

第11条 使用者は、貸出し終了後、速やかに貸出状況について、貸出実績報告書に事業における

着ぐるみの使用状況が分かる写真を添付し、市長に提出しなければならない。

(原状回復)

第12条 着ぐるみを破損又は汚損したときは、使用者の責任及び負担により、修理、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 修復が困難な破損等については、使用者が実費弁償しなければならない。

3 使用者が着ぐるみを亡失したときは、現品又は相当の対価をもって賠償しなければならない。

(免責)

第13条 市長は、着ぐるみの使用により使用者が損害を受け、又は第三者に対して損害を与えた場合でも、損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

(様式)

第14条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	着ぐるみ貸出申込書	第5条
第2号様式	着ぐるみ貸出承認・非承認通知書	第6条
第3号様式	着ぐるみ貸出承認取消通知書	第10条
第4号様式	貸出実績報告書	第11条

別図（第2条関係）

大和市イベントキャラクター着ぐるみ外観

